別紙１

東京都公衆衛生歯科医師　業務内容

１　東京都内の保健所組織

東京都においては、特別区(23 区)、八王子市保健所及び町田市保健所は各区・市で運営し、それ以外は都が運営しています。

(1) 区部の保健所
各区に保健所があり、住民に身近な保健サービスを行っています。

(2) 市部（多摩地域）の保健所
市部には、5 の都保健所があり、市町村と連携して事業を行っています。
八王子市保健所及び町田市保健所は、市が運営しています。

(3) 島しょの保健所
島しょ部には、島しょ保健所と、大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、小笠原の各島に出張所・支所があり、町村と連携して事業を行っています。

※現在の公衆衛生歯科医師の配属先は、東京都（都庁・多摩地域の保健所）、新宿区、江東区、渋谷区、杉並区、葛飾区、町田市です。

２　保健所における歯科医師の役割

(1) 歯科保健施策の企画立案・業務管理・事業実施
(2) 関係団体との連絡・調整
(3) 歯科保健に関する研修
(4) 地域保健・医療・介護の連携の推進
(5) 地域の歯科保健状況の分析・評価
(6) 歯科保健医療情報の収集・発信

３　保健所における主な業務内容（歯科医師が関わるものを抜粋）

(1) 歯科保健業務（歯科保健推進協議会等の企画・運営、他）
(2) 歯科研修医教育
(3) 医科・歯科連携推進（医療連携業務）
(4) 都民の健康づくりの推進
(5) 摂食・嚥下機能支援業務
(6) 在宅医療・療養の推進
(7) 障害者歯科保健
(8) 高齢者歯科保健（介護予防他）
(9) 食育との連携
(10) その他各保健所が実施する施策の運営等

※業務の内容は、都保健所、特別区保健所、市保健所によって異なります。特別区及び市において、各区市が独自に公衆衛生歯科医師の業務として位置づけているものもあります。